渡良瀬遊水地湿地保全･再生モニタリング委員会傍聴規定

渡良瀬遊水地湿地保全・再生モニタリング委員会（以下「委員会」という）の会議は原則として公開するものとし、その規定について以下のように定める。

（会議の開催の周知）

第1条　委員会の会議の開催が決まった場合、その開催日時，場所，傍聴手続き等について速やかに利根川上流河川事務所ホームページ（以下「HP」という）により一般に周知する。

（会議の傍聴）

第2条　委員会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴申し込みを行い登録を受けなければならない。（HPに掲載された電子メールまたはファクシミリにより申し込みを受け付け、傍聴の可否をメールまたはファクシミリにて通知する。）

２．会議会場の収容人員を超える傍聴申し込みがあった場合には、抽選を行い傍聴の登録者数を制限する。

３．傍聴人は、会議の撮影，録画もしくは録音をしてはならない。また、会場内での発言，拍手，飲食あるいは会場内へのプラカードの持ち込み等、会議の進行を妨げたり会場の秩序を乱す行為を行ってはならない。

４．傍聴人は会議に対して、質問・意見等がある場合には、必要事項を記入し（様式はHPよりダウンロード）、文書で提出することとし、事務局より回答する。なお、質問および回答はインターネット上で公開する。

５．事務局は、傍聴人が前項の規定に違反した場合には、傍聴人に退場を命じ退去させることができる。

（会議資料）

第3条　委員会の会議で委員に配布される資料は、重要種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、会議の場で傍聴人にも配布する。

（その他）

第4条　この規定は、渡良瀬遊水地湿地保全・再生モニタリング委員会規約（以下「規約」という）第7条の「委員会の運営に関し必要な事項」として定められるものであり、この規定の変更やこの規定に定め無き事項についても、この規約に従い委員会に諮って定められる。

附則

（施行期日）

この規定は、平成 22 年 10 月 25 日から施行する。